

# 2024年春季AAP定期セミナー

## 令和6年度税制改正大綱の概略

2024年3月

G. S. ブレインズ税理士法人

内容については「令和6年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として一般的な概要をまとめたものとなります。そのため、今後国会にて決議される法案等において、本セミナー・資料と内容の異なる内容が制定される場合がありますので、実務において検討される際は法令政省令を必ずご確認ください。

Copyright(C)2024 G.S.Brains Tax Accountants' Corporation All Rights Reserved

P03

令和6年度税制改正の基本的考え方

P04

所得課税

P37

資産課税

P40

法人課税

P66

消費課税

P75

国際課税

P83

納税環境整備

# 令和6年度税制改正の基本的考え方

「大きな時代の転換点」→「物価上昇を上回る賃金上昇の実現」を最優先

## 改正事項の例

★構造的な賃上げの実現

- 所得税・個人住民税の定額減税
- 賃上げ促進税制の強化
- 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

★生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

- 戦略分野国内生産促進税制の創設
- イノベーションボックス税制の創設
- ストックオプション税制の拡充
- エンジェル税制の拡充

★経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- 子育て支援に関する政策税制
- グローバル化を踏まえた税制の見直し

★地域・中小企業の活性化

- 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充
- 賃上げ促進税制における中堅企業の位置づけ
- 事業承継税制の承継計画提出期限の延長
- 外形標準課税（中小に影響しないように）

★円滑・適正な納税のための環境整備

- 税務手続きのデジタル化・キャッシュレス化
- 外国人旅行者向け免税制度の見直し

# 所得課税

## 所得税・個人住民税の定額減税

### 改正内容 (所得税)

- ① 令和6年分の所得税について、**居住者**の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- ② 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。
  - ・本人 **3万円**
  - ・同一生計配偶者又は扶養親族（**居住者**に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。） 1人につき **3万円**

### 改正内容 (住民税)

- ① 令和6年度分の個人住民税について、納税義務者の**所得割**の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- ② 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。
  - ・本人 **1万円**
  - ・控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。） 1人につき **1万円**
- ③ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。
- ④ 以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。
  - ・都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額
  - ・公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額

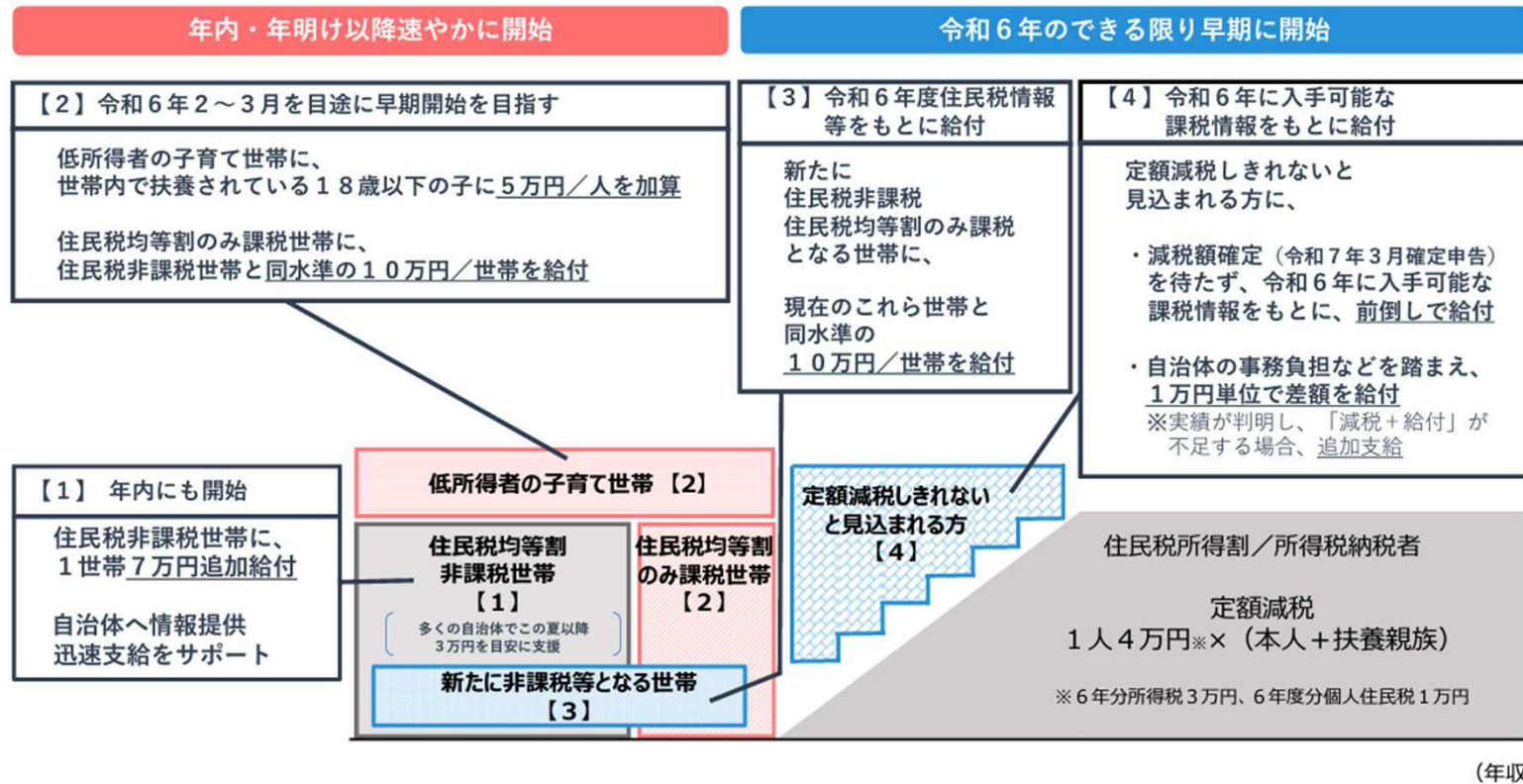
# 所得税・個人住民税の定額減税

## 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」「**迅速** (特に低所得の方々)」「**適切** (できるだけ公平に)」のバランス



(出典：内閣府HP)

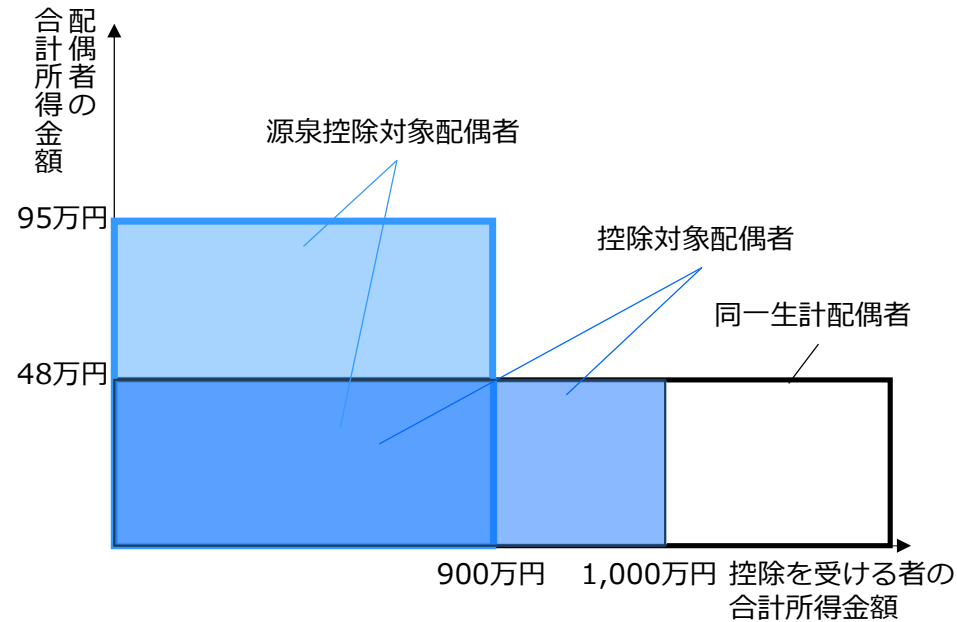
# 所得税・個人住民税の定額減税

## 定義

名称	定義
同一生計配偶者	生計を一にする民法上の配偶者で合計所得金額48万円以下（青色・白色の事業専従者に該当しないもの）
控除対象配偶者	「同一生計配偶者」に該当し、納税者本人の合計所得金額1,000万円以下
源泉控除対象配偶者	納税者本人（合計所得金額900万円以下）と生計を一にする民法上の配偶者で合計所得金額95万円以下（青色・白色の事業専従者に該当しないもの）
扶養親族	生計を一にする配偶者以外の親族で合計所得金額48万円以下（年齢は問わない）（青色・白色の事業専従者に該当しないもの）

	同一生計配偶者	控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者
同一生計	○		
配偶者の合計所得金額	48万円以下		95万円以下
控除を受ける者の合計所得金額	限度なし	1,000万円以下	900万円以下
配偶者の控除	（該当すれば）障害者控除	配偶者控除	配偶者特別控除（満額）

- ※配偶者控除・・・控除を受ける本人の合計所得金額により38万円・26万円・13万円の控除
- ※配偶者特別控除・・・控除を受ける本人と配偶者の合計所得金額により1万円～38万円の控除



# 所得税・個人住民税の定額減税

## 給与所得者の控除方法 (所得税)

- ① 令和6年6月1日以後**最初**に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額（以下「控除前源泉徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除する。
- ② 特別控除の額に相当する金額のうち、上記①及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等（同年において最後に支払われるものを除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。
- ③ 上記①及び②により控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。
- ④ 源泉徴収の際の上記①及び②による控除は、現行の源泉徴収をされるべき額から行う。
- ⑤ 上記①及び②について、給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整により調整する。
- ⑥ 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。
- ⑦ 上記①及び②による控除について、給与等の支払者が同一生計配偶者等を把握するための措置を講ずる。
- ⑧ 上記①の給与等の支払者は、上記①又は②による控除をした場合には支払明細書に控除した額を記載することとする。
- ⑨ 上記①の給与等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

## 給与所得者の控除方法 (住民税)

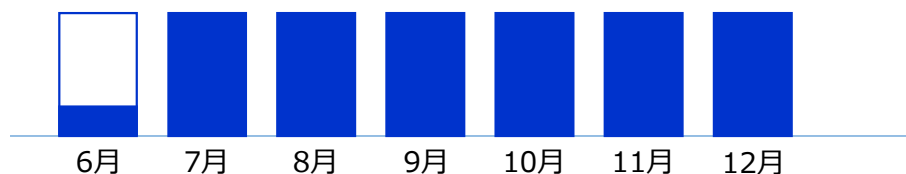
- ① 特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。
- ② 地方公共団体は、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。
- ③ 特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。



# 所得税・個人住民税の定額減税

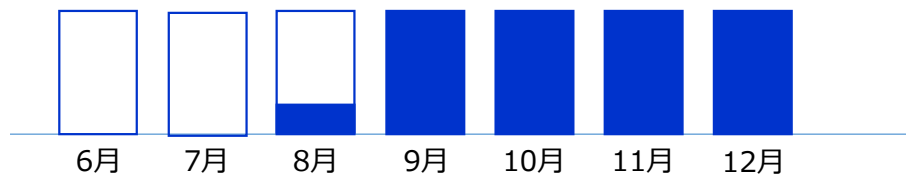
給与所得者の  
控除方法  
(所得税)

①令和6年6月の源泉徴収税額 > 減税額



令和6年6月最初の給与・賞与で控除を実施

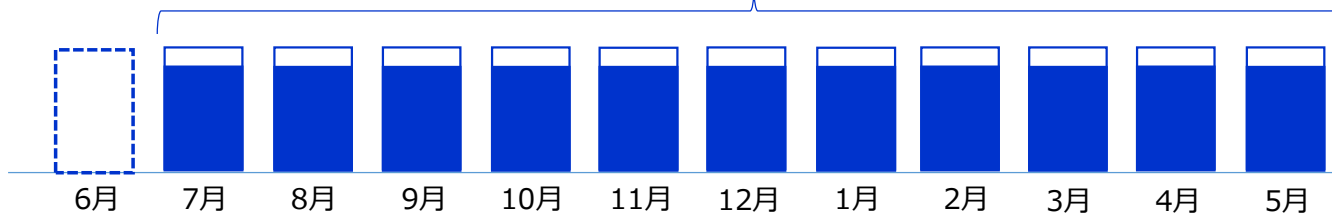
②令和6年6月の源泉徴収税額 < 減税額



令和6年6月で控除しきれなかった分は  
順次7月以降で控除

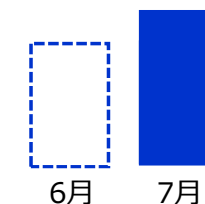
給与所得者の  
控除方法  
(住民税)

控除前の住民税から、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額を11か月で徴収する



6月は徴収しない

合計所得金額1,805万円超の場合は通常通り



(注) 徴収額が増える  
ケースがある。

# 所得税・個人住民税の定額減税

## 年金受給者の控除方法 (所得税)

- ① 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、給与所得者に準じた取扱いとする。
- ② ①について、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、確定申告により調整する。
- ③ 上記①の公的年金等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

## 年金受給者の控除方法 (住民税)

- ① 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。
- ② 特別控除の額に相当する金額のうち、上記①及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除する。
- ③ 地方公共団体は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。
- ④ 特別徴収義務者は、令和6年分の公的年金等支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

## 所得税・個人住民税の定額減税

### 事業所得者の控除方法 (所得税)

- ① 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から**本人分**に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。
- ② 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除する。
- ③ 予定納税に係る上記①及び②による控除は、現行の納付すべき額から行う。
- ④ 予定納税額の**減額の承認の申請**により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、**同一生計配偶者等**に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。
- ⑤ 上記③の措置に伴い、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とする。
- ⑥ 令和6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。

### 事業所得者等普通徴収の控除方法 (住民税)

- ① 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除する。
- ② 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。
- ③ 地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

# 所得税・個人住民税の定額減税

## 国税庁の定額減税Q & Aより抜粋

合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与の支払者のもとでは、令和6年6月以後の各月（日々）において、給与等に係る控除前税額から行う控除（月次減税）の適用を受けることとなりますが、主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

令和6年6月2日以後に就職した人については、基準日在職者に該当しません。  
なお、このような人のうち扶養控除等申告書を提出した人は、月次減税額の控除を受けることはできませんので、通常は年末調整において定額減税額の控除（年調減税）を受けることとなります。転職者についても同様となります。

退職所得の源泉徴収の際には定額減税を実施しませんが、令和6年分の退職所得を有する居住者は、その退職所得を含めた所得に係る所得税について、確定申告により定額減税額の控除を受けることができます。  
したがって、給与等に係る源泉徴収において控除しきれなかった定額減税額がある場合には、令和6年分の確定申告書を提出することで、退職所得を含めた所得に係る所得税について、定額減税の適用を受けることができます。

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。よって、乙欄で徴収されている方は確定申告で控除を受けることとなります。

月次減税額は、本人分30,000円に、同一生計配偶者等の数により計算した一定額（1人につき30,000円）を加算して算出することとされており、この同一生計配偶者等の人数については、最初の月次減税事務を行うときまでに提出されている扶養控除等申告書又は「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき判定し、これにより算出した月次減税額をもって控除を行うこととされています。  
したがって、例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されることとなります。

# 所得税・個人住民税の定額減税

## 国税庁の定額減税Q & Aより抜粋

定額減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、その基準日在職者が既に提出した扶養控除等申告書に基づき把握することになりますので、新たに扶養控除等申告書を再提出してもらう必要はありません。  
ただし、扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者（令和6年中の所得金額の見積額が900万円超である基準日在職者の同一生計配偶者）や16歳未満の扶養親族について、月次減税額の計算に含める場合には、基準日在職者は「源泉徴収に係る申告書」を事前に提出する必要があります。

月次減税額は、本人分30,000円に、同一生計配偶者等の数により計算した一定額（1人につき30,000円）を加算して算出することとされており、この同一生計配偶者等の人数については、最初の月次減税事務を行うときまでに提出されている扶養控除等申告書又は「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき判定し、これにより算出した月次減税額をもって控除を行うこととされています。  
したがって、例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなっても、月次減税額の増額は行いません。なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されることとなります。

合計所得金額48万円超の配偶者については、配偶者自身の所得税において定額減税額の控除を受けることとなります。

定額減税が受けられない所得者の配偶者  
株式譲渡益50万円  
税金10万円



通常確定申告  
せず



確定申告（所得控除は仮）  
所得 50万円  
所得控除 ▲50万円  
所得0、10万円還付



定額減税を受けていない



給付対象？

年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、源泉徴収票（給与支払報告書）に年調減税額の控除外額として記載し、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは控除しません。

令和6年5月31日以前に、死亡により退職した人及び年の途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人は、いわゆる準確定申告書や更正の請求書等の提出により、定額減税の適用を受けることとなります。

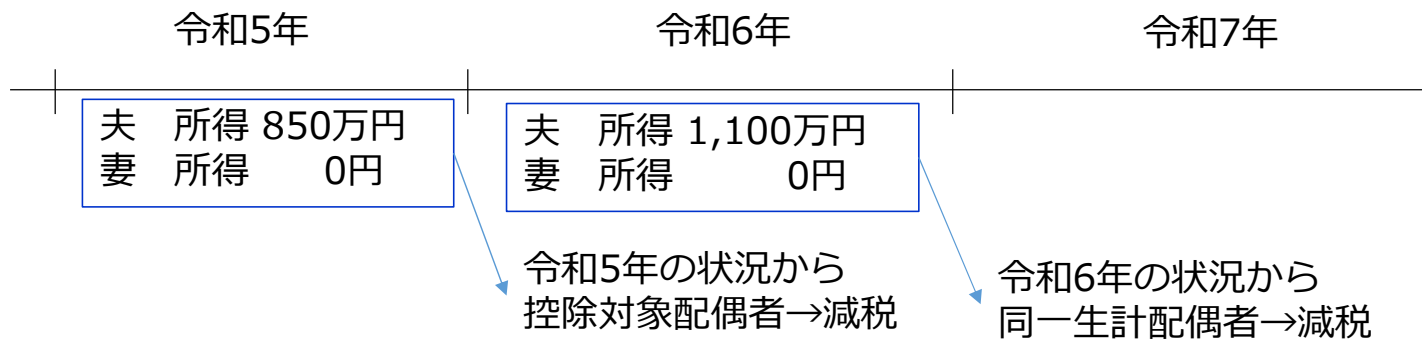
# 所得税・個人住民税の定額減税

総務省定額減税  
Q&A集より

Q 2-3-3 令和6年度分と令和7年度分それぞれの前年の合計所得金額等によっては、同一生計配偶者に係る定額減税について2年間とも適用を受けられる場合があるのではないか。

A 2-3-3

- 定額減税の対象者の判定や減税額の算定にあたっては、令和6年度・令和7年度それぞれの年度ごとで、納税義務者やその配偶者等の前年の合計所得金額や国内居住の有無等により判断するため、2年間とも適用を受けられる場合は生じ得る。



# 所得税・個人住民税の定額減税

総務省定額減税  
Q&A集より

Q 2-3-6 配偶者が、納税義務者の控除対象配偶者であり、かつ、所得割が課税されている場合（例：給与収入 103 万円で、R6 均等割 4,000 円、R6 所得割 2,500 円の場合）の取扱い如何。

A 2-3-6

- 上記配偶者は、控除対象配偶者として納税義務者の所得割額から減税されるとともに、納税義務者本人としても減税されることとなる。（控除しきれない額がある場合は調整給付金が支給されることとなる。）

夫 所得 850万円  
妻 パート収入103万円 = 所得48万円



所得税と住民税の基礎控除などの違いから妻にも所得割が発生する。



配偶者に給付が行われる



配偶者本人が定額減税の対象となる。所得割は2,500円のみ

# 所得税・個人住民税の定額減税

## 合計所得金額とは

「合計所得金額」とは、総所得金額、上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のこの利子所得及び配当所得の金額(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額)、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、**一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額**、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び**退職所得金額**の合計額をいいます。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、**上場株式等の譲渡損失の繰越控除**、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額をいいます。

したがって、非課税とされている所得、源泉分離課税とされる一定の利子所得や配当所得、確定申告を要しない利子所得や配当所得(確定申告をすることを選択したものを除きます。)、源泉分離課税とされる定期積金の給付補てん金等・懸賞金付預貯金等の懸賞金等・割引債の償還差益及び源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したものの金額は、合計所得金額には含まれません。

- 損益通算を受けるために申告をした上場株式の譲渡所得金額は所得に含まれる
- 上場株式の譲渡損失を繰越控除した時にも要注意
- 退職所得は確定申告をしなくても含まれる



# 所得税・個人住民税の定額減税

## 定額減税のための申告書

### 令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	記載のしかたはこちら 二次元 コード
	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)		

#### ～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

<input type="checkbox"/>	<p><b>【源泉徴収に係る申告書として使用】</b> …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>【年末調整に係る申告書として使用】</b> …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p>年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください。</p>

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの□にチェックを付けてください。

#### ○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明 昭 ・ 大 平		<input type="checkbox"/>	円

#### ○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1			明 大 昭 ・ 告		<input type="checkbox"/>	円
2			明 大 昭 ・ 告		<input type="checkbox"/>	円
3			明 大 昭 ・ 告		<input type="checkbox"/>	円

(出典：国税庁)

# 所得税・個人住民税の定額減税

年末調整のための  
申告書

## 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	記載のしかたはこちら
税務署長	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所	二次元 コード
	この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。		<b>基・配・所</b>

### ～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
  - 2 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

### ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	控除額	基礎控除対象
判	900万円以下 (A)	48万円
定	900万円超 950万円以下 (B)	48万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円
	1,000万円超 1,805万円以下 (D)	32万円
	1,805万円超 2,400万円以下	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※「区分I」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告) ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分I」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。

○ 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする専従

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

区分	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額))										
	①	②	③	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※(A)～(D)であり、かつ、①～④であればチェック

### ◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。)

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者に該当する事実
	同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)					<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり
	扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)					
	扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)					

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

(出典：国税庁)

# ストックオプション税制の拡充

## 改正内容

- ① 適用対象となる新株予約権に係る契約の要件について、「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式（**譲渡制限株式に限る。**）の**管理等に関する契約**に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に**保管の委託等**がされること」との要件を満たすことを不要とする。
- ② その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとする。
  - イ 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を**2,400万円**（現行：1,200万円）に引き上げる。
  - ロ 一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を**3,600万円**（現行：1,200万円）に引き上げる。
- ③ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用対象となる特定従事者に係る要件について、次の見直しを行う。
  - イ 認定新規中小企業者等に係る要件のうち「新事業活動に係る投資及び指導を行うことを業とする者が新規中小企業者等の株式を最初に取得する時において、資本金の額が5億円未満かつ常時使用する従業員の数が900人以下の会社であること」との要件を廃止する。
  - ロ 社外高度人材に係る要件について、次の見直しを行う。
    - （イ）「3年以上の実務経験があること」との要件を、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の役員については「1年以上の実務経験があること」とし、国家資格を有する者、博士の学位を有する者及び高度専門職の在留資格をもって在留している者については廃止する。
    - （ロ）社外高度人材の範囲に、「教授及び准教授」「上場会社の重要な使用人として、1年以上の実務経験がある者」などを加える

（注）上記の「**一定の株式会社**」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものをいう。

# ストックオプション税制の拡充

## 改正概要

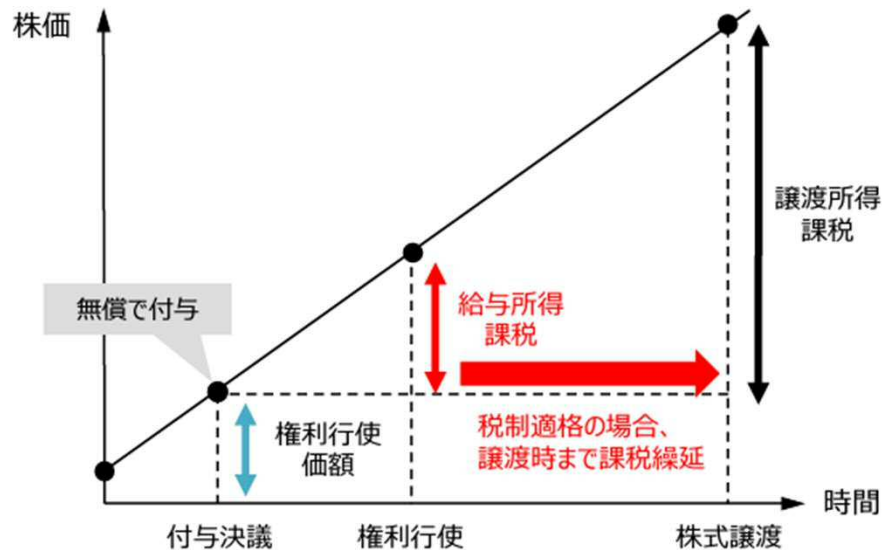
### 現行制度

- ① **株式保管委託要件**：  
非上場段階で権利行使後、証券会社等に保管委託することが必要
- ② **権利行使価額の限度額**：1,200万円/年
- ③ **社外高度人材**：  
一定の要件を満たした社外高度人材が対象



### 改正概要

- ① **株式保管委託要件**：新たな**株式管理スキーム**を創設し、発行会社による株式の管理も可能とする
- ② **権利行使価額の限度額**：  
設立5年未満の会社が付与したものは、**2,400万円/年**  
設立5年以上20年未満の会社\*が付与したものは、**3,600万円/年**  
\*非上場又は上場後5年未満の上場企業
- ③ **社外高度人材**：新たに、**非上場企業の役員経験者**等を追加し、国家資格保有者等に求めていた**3年以上の実務経験の要件を撤廃**するなど、対象を拡大



### 税制適格ストックオプション

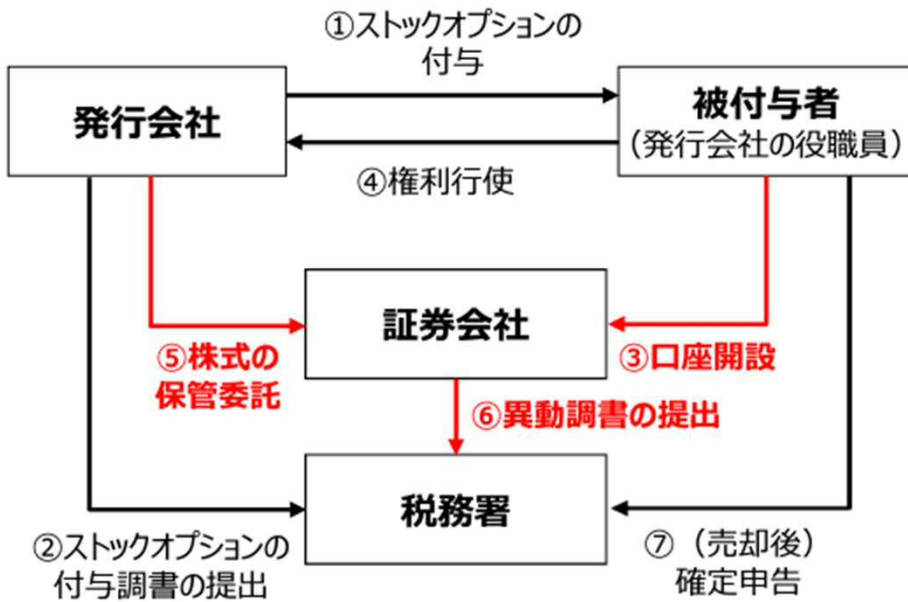
- 権利行使時の経済的利益には課税せず  
**株式譲渡時まで課税繰延**
- **譲渡所得として課税**

(出典：経済産業省「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

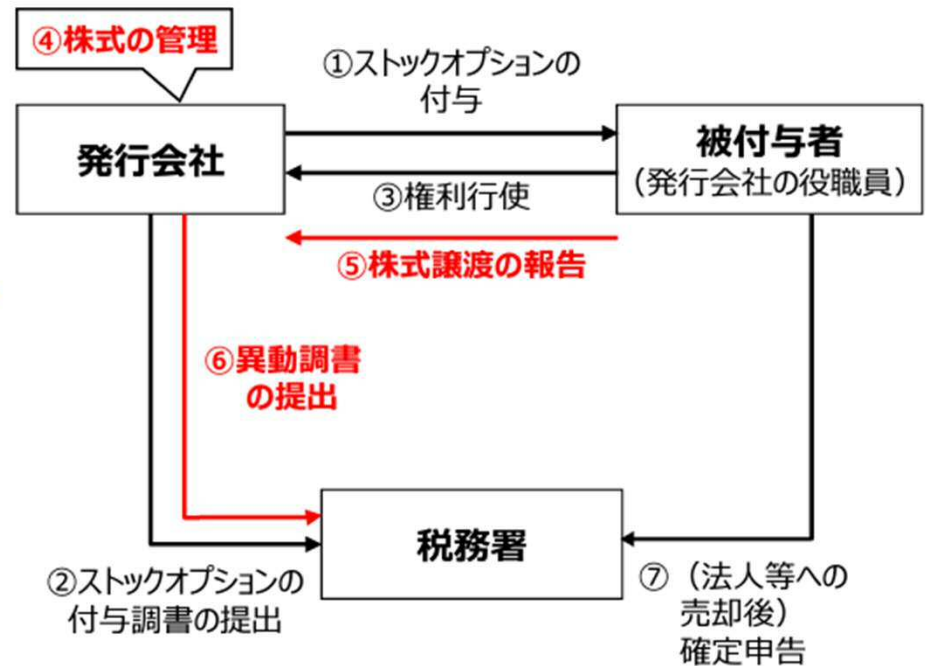
# ストックオプション税制の拡充

管理委託の  
改正

## 証券会社等への株式保管委託（現行）



## 発行会社による株式の管理（改正後新設）



(出典：経済産業省「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

# ストックオプション税制の拡充

## 社外高度人材 の改正

	改正前			改正後									
国家資格 (弁護士・会計士等)	国家資格を保有	3年以上の実務経験	国家資格を保有	削除									
博士	博士の学位を保有	3年以上の実務経験	博士の学位を保有	削除									
高度専門職	高度専門職の在留資格 をもって在留	3年以上の実務経験	高度専門職の在留資格 をもって在留	削除									
教授・准教授	なし			教授及び准教授									
企業の役員経験者	上場企業で	3年以上の役員経験	上場企業 又は 一定の非上場企業で	役員・執行役員等 (重要な使用人)の 経験が1年以上									
先端人材	将来成長発展が期待される分野の 先端的な人材育成事業に選定され従事していた者			将来成長発展が期待される分野の 先端的な人材育成事業に選定され従事していた者									
エンジニア・ 営業担当者・ 資金調達従事者等	過去 10年間	製品又は役務の開発に 2年以上従事	一定の売上高要件を 満たす	過去 10 年間	<table border="1"> <tr> <td>製品又は役務の開発に2年以上従事</td> <td>一定の売上高要件を満たす</td> </tr> <tr> <td>製品又は役務の開発に2年以上従事</td> <td>一定の支出要件を満たす</td> </tr> <tr> <td>製品又は役務の販売活動に2年以上従事</td> <td>一定の売上高要件を満たす</td> </tr> <tr> <td>資金調達活動に2年以上従事</td> <td>一定の資本金等要件を満たす</td> </tr> </table>	製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす	製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の支出要件を満たす	製品又は役務の販売活動に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす	資金調達活動に2年以上従事	一定の資本金等要件を満たす
製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす												
製品又は役務の開発に2年以上従事	一定の支出要件を満たす												
製品又は役務の販売活動に2年以上従事	一定の売上高要件を満たす												
資金調達活動に2年以上従事	一定の資本金等要件を満たす												

(出典：経済産業省「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

# エンジェル税制の拡充

R 5年改正  
前の概要

投資段階の優遇措置

優遇措置 B  
(租税特別措置法第 37 条の 13)  
(譲渡所得の特例)

優遇措置 A  
(租税特別措置法第 41 条の 9)  
(寄付金控除)

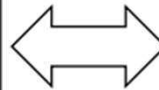
特定中小会社  
一定の特定新規中小  
会社

特定中小会社が発行  
した株式の取得に要  
した金額の控除等の  
特例

優遇措置①  
(設立 10 年未満の企業が対象)

対象企業への投資額全額を  
その年の株式譲渡益から控除  
※控除対象となる投資額の上限なし

選択適用



優遇措置②  
(設立 5 年未満の企業が対象)

(対象企業への投資額 - 2,000 円) を  
その年の総所得金額から控除  
※控除対象となる投資額の上限は、  
総所得金額 × 40% と 800 万円のいずれか低い方

特定新規中小会社

特定新規中小会社が  
発行した株式を取得  
した場合の課税の特  
例

- ※1 上記特例の対象となる企業は、その企業の事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なもの等として、一定の要件を満たすものをいう。
- ※2 投資方法としては、民法上の組合及びファンド経由の投資も含まれる。  
また、認定ファンド及び認定クラウドファンディング経由の場合は、投資先企業に係る一部の要件が免除される。
- ※3 上記特例により控除した額は、株式の取得価額から差し引き、株式売却時に課税される。

特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例

譲渡段階の優遇措置

未上場ベンチャー企業株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益から、その損失額を控除可能。

さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降 3 年間にわたって、繰越控除が可能。

※ ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に 3 年間の繰越控除が可能。

(令和4年10月4日第17回  
政府税制調査会会議資料に  
加筆)

# エンジェル税制の拡充・要件緩和

## 特定中小会社

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社
- ② 内国法人のうちその設立の日以後10年を経過していない株式会社（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の一定の要件を満たすものに限り。）
- ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和7年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの

## 特定新規 中小会社

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のものその他の一定のものに限り。）
- ② 内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない株式会社（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の要件を満たすものに限り。）
- ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの
- ④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社
- ⑤ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社

（出典：国税庁ホームページ）



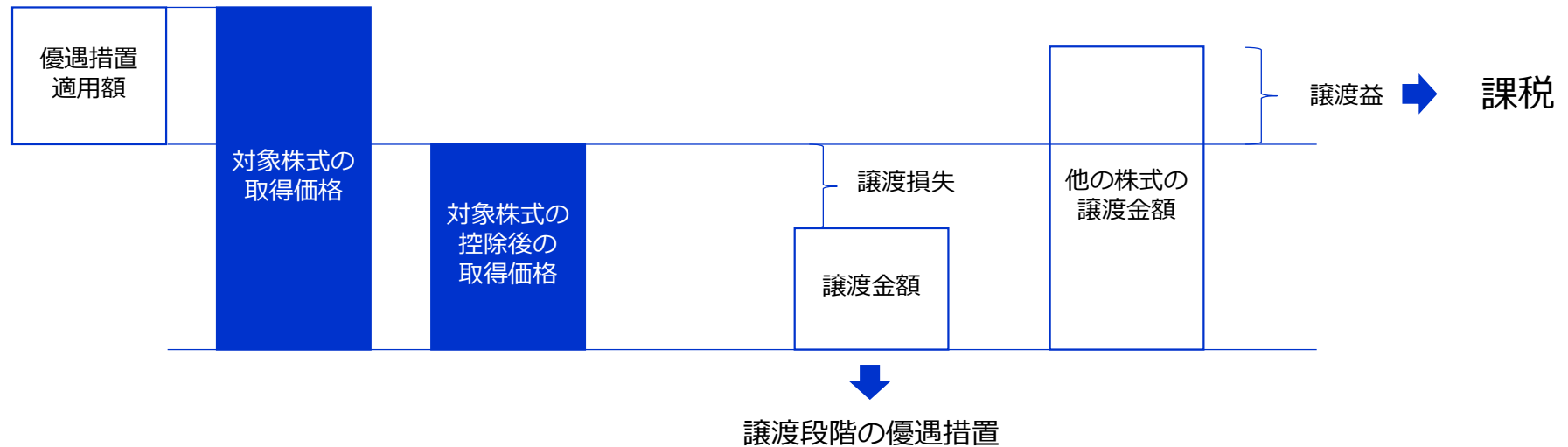
# エンジェル税制の拡充・要件緩和

## R 5 改正前の概要

エンジェル税制の投資段階の優遇措置を受けた場合、その取得株式の取得価格は、その適用を受けた金額から算定する下記の金額を対象株式の取得価格から控除する。

優遇措置 A・・・対象企業への投資額（800万円限度）－2,000円

優遇措置 B・・・優遇措置 Bの適用を受けた金額



# エンジェル税制の拡充・要件緩和

## R 5改正①

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講じる。

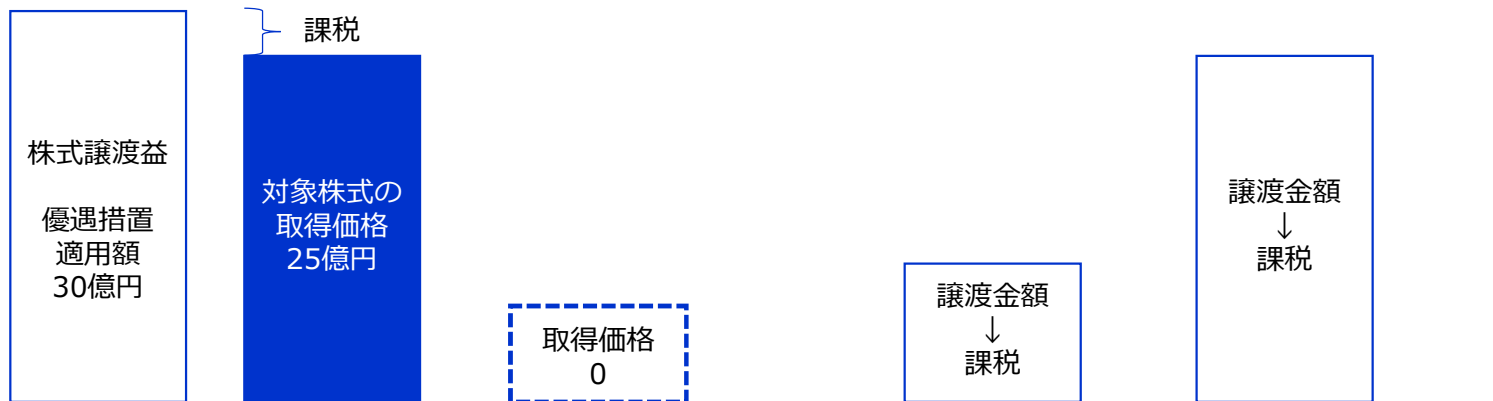
- ① 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、居住者等が一定の要件を満たす特定株式を払込みにより取得をした場合には、その取得をした特定株式の取得価額から控除する金額は、次の（１）から（２）を控除した金額とし、（２）の金額は課税繰り延べではなく、非課税とする。
  - （１）特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額
  - （２）次のいずれか低い金額
    - ・ その特定株式の取得に要した金額の合計額
    - ・ 取得年分の株式譲渡所得等の金額の合計額（最大20億円）
- ② 適用対象となる特定新規中小企業者（下記「一定の要件を満たす特定株式」の①の要件を満たす株式会社に限る）の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式総数の「6分の5」を超える会社でないこととの要件については、「20分の19」とする。
- ③ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続きにおいて、一定の書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付を要しないこととする。

## 一定の要件を満たす特定株式

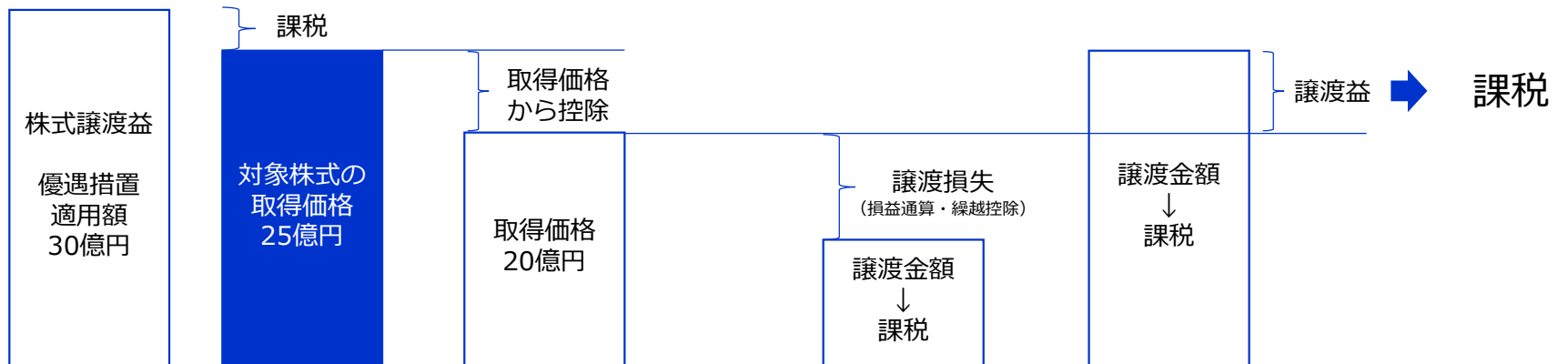
- ① 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式又は内国法人のうち設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するものその他一定の要件を満たすものにより発行される株式で投資事業有限責任組合契約に従って取得若しくは電子募集取扱業務により取得をされるものに該当すること。
- ② 当該株式を発行した株式会社（その設立の日以後の期間が5年未満のものに限る。）が、設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満であり、かつ、当該各事業年度の売上高が零であること又は前事業年度の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第3条第1項に規定する費用の合計額の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすものであること。

# エンジェル税制の拡充・要件緩和

R 5 改正前



R 5 改正後



## エンジェル税制の拡充・要件緩和

### R 5改正②

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講じる。

- ① 適用対象となる一定の特定新規中小企業者の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の「6分の5」を超える会社でないこととの要件については、「20分の19」を超える会社でないこととする。
- ② 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続きにおいて、一定の書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付を要しないこととする。

# エンジェル税制の拡充

## 改正内容

- ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。
- イ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される**特定株式の取得に要した金額の範囲**に、当該特定株式が当該株式会社等により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合における**当該新株予約権の取得に要した金額**を加える。
  - ロ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式を一定の信託を通じて取得をした場合を加える。
  - ハ 本特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法について、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用を受けた控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法と同様とする見直しを行う。
- ② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- イ 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、国家戦略特別区域担当大臣へ提出する申請書への添付を要しないこととした上、その株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。
    - (イ) 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し
    - (ロ) 個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面
  - ロ 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、認定地方公共団体へ提出する申請書への添付を要しないこととした上、その株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。
    - (イ) 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し
    - (ロ) 個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面
  - ハ 上記①イ及びロと同様の措置を講ずる。

# エンジェル税制の拡充

## 税制措置の概要

投資時点	以下のいずれかの措置を利用可能	
	エンジェル投資	<b>優遇措置A</b> ・(投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除し課税繰延 ・控除上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方
		<b>優遇措置B</b> ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し課税繰延 ・控除上限はなし
		<b>プレシード・シード特例</b> ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し非課税 ・控除上限はなし (年間20億円までは非課税)
	<b>起業</b>	<b>起業特例</b> ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し非課税 ・控除上限はなし (年間20億円までは非課税)
株式譲渡時点	譲渡損失が発生した場合※、その年の他の株式譲渡益と通算可能 (翌年以降3年にわたり可能) なお、破産、解散等した場合も可能	

## 拡充等の主な内容

1 **新株予約権の取得金額も対象に**  
現行制度は株式の取得のみが対象となっているところ、**一定の新株予約権を行使して株式を取得した際に要件を満たせば、当該新株予約権の取得金額も税制の対象に加える。**

2 **信託を通じた投資も対象に**  
現行制度ではスタートアップへの直接投資のほか、民法上の任意組合や投資事業有限責任組合 (LPS) 経由の投資が対象となっているが、**指定金銭信託 (単独運用) を通じた投資も加える。**

※このほか、都道府県が交付する確認書の電子化等の利便性向上を行う。

## 令和7年度税制改正にて検討

3 **再投資期間の延長は継続検討**  
与党税制改正大綱において、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長は、**令和7年度税制改正において引き続き検討する方針が明記**された。

(出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

# 子育て支援としての住宅ローン控除の拡充

## 改正内容

- ① 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」という。）が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を下表のとおりとして本特例の適用ができることとする。
- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。

住宅の種類	定義	限度額
認定住宅	認定長期優良住宅および認定低炭素住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	断熱性能等級5、かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	断熱等性能等級が4以上で一次エネルギー消費量も4以上の性能を有する住宅	4,000万円

- 認定住宅等                    . . . 認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅  
 認定住宅                    . . . 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅  
 買取再販認定住宅等 . . . 認定住宅等である既存住宅のうち宅建業者により一定の増改築等が行われたもの

# 子育て支援としての住宅ローン控除の拡充

		<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
						与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討
控除率：0.7%						
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
	既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))				

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱

R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

(出典：国土交通省)



# 子育て支援としての住宅改修控除

## 改正内容

- ① 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。
- ② 上記の税額控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用しない。
- ③ その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

※上記の「一定の子育て対応改修工事」とは、以下の工事であってその工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。

- ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ②対面式キッチンへの交換工事
- ③開口部の防犯性を高める工事
- ④収納設備を増設する工事
- ⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥間取り変更工事（一定のものに限る。）

※「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいう。

# 特定改修工事をした場合の住宅改修控除

## 改正内容

- ① 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、その適用期限を2年延長する。
- ② ①の税額控除の適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下（現行：3,000万円以下）に引き下げる。
- ③ ①の税額控除の適用対象となる省エネ改修工事のうち省エネ設備の取替え又は取付け工事について、エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率の引上げに伴い、当該工事の対象設備となるエアコンディショナーの省エネルギー基準達成率を107%以上（現行：114%以上）に変更する。
- ④ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を2年延長する。

## 要望の結果

- ① 現行の措置を2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）延長する。
- ② 子育て世帯等<sup>※1</sup>が子育てに対応した住宅へのリフォーム<sup>※2</sup>を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等<sup>※3</sup>を所得税から控除する。（適用期限：令和6年12月31日）

### 与党大綱

R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円) <sup>※4</sup>	25万円(35万円) <sup>※4</sup>
三世帯同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円) <sup>※4</sup>
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円) <sup>※4</sup>
子育て【拡充】	250万円	25万円

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事（一定のものに限る。）

※3 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除 ※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

## 子育てに対応した住宅への 主なリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

（出典：国土交通省）

34

## その他の主な改正項目

### 法定調書のe-tax提出義務の引き下げ

支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を30枚以上（現行：100枚以上）に引き下げる。令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用する。

住民税の給与支払報告書についても同様にeLTAXによる提出が必要となる。

### 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の特例

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。

### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。

- ① 本特例の適用期限を2年延長する。
- ② 所要の経過措置を講じた上、本特例の適用を受けようとする個人が買換え資産の住宅借入金等に係る債権者に対して住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書の提出をしている場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付を不要とする。

（注）上記②の改正は、令和6年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用する。

### 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

### 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除

認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下（現行：3,000万円以下）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

## (参考) 扶養控除の見直し

### Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないように適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

# 資産課税

# 住宅取得資金贈与の非課税措置の改正

## 改正内容

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限を3年延長し、令和8年12月31日までとする。
- ② 非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（現行：断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）であることとする。
- ③ 上記②の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。
- ④ 令和6年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、当該住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、当該住宅用家屋をエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋とみなす。
  - イ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの
  - ロ 令和6年6月30日以前に建築されたもの
- ⑤ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年延長し、令和8年12月31日までとする。

	現行		改正	
期間	R4.1.1～R5.12.31		R6.1.1～R8.12.31	
非課税限度額	省エネ住宅	その他の住宅	省エネ住宅	その他の住宅
	1,000万円	500万円	1,000万円	500万円
省エネ住宅の要件	断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー消費量等級4以上		断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上	
			現行の省エネ性能であっても、次のいずれかに該当する者は改正後の省エネ要件を満たすものとする。 イ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの ロ 令和6年6月30日以前に建築されたもの	

## 特例承継計画等の提出期限の延長

### 改正内容

- ① 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年延長する。
- ② 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を2年延長する。

	改正前	改正後
法人・個人承継計画提出期限	令和6年3月31日	令和8年3月31日
法人版事業承継税制特例措置の適用期限	令和9年12月31日	変更なし
個人版事業承継税制の適用期限	令和10年12月31日	変更なし

# 法人課税



## 賃上げ促進税制の見直し（概要）

### 改正内容

- ① 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。）に対する賃上げ促進税制を新設する。
- ② 税額控除率を見直し、子育て・女性活躍を積極的に後押しする企業に対する上乗せ措置を創設する。
- ③ 教育訓練費の割増要件について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上という要件を加える。
- ④ 中小企業向けの措置について、控除できなかった金額を翌期へ繰り越す制度を新設する。

	現行	改正
中小企業	中小企業向け賃上げ促進税制	中小企業向け賃上げ促進税制
中堅企業	大企業向け賃上げ促進税制	中堅企業向け賃上げ促進税制
全法人		大企業向け賃上げ促進税制

# 賃上げ促進税制（大企業向け）の見直し

## 改正内容

- ① 全法人向けの措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長し、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用する。
  - イ **原則**の税額控除率を**10%**（現行：15%）に引き下げる。
  - ロ 税額控除率の**上乗せ措置**を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。
    - （イ）継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に5%（その増加割合が5%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には15%とする。）を加算する。
    - （ロ）教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。
    - （ハ）プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合税額控除率に5%を加算する。
- ② 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」（マルチステークホルダー経営宣言）を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものを加える。（現行：資本金の額または出資金の額が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合）
- ③ マルチステークホルダー経営宣言要件における取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			



継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍  プラチナくるみん or プラチナえるぼし	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ		5% 上乗せ	35%
+4%	15%					
+5%	20%					
+7%	25%					



教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上に限る。

（出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」）

# 賃上げ促進税制（中堅企業向け）の見直し

## 改正内容

- ① 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による**支配関係がある法人**の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する**増加割合が3%以上**であるときは、控除対象雇用者給与等支給**増加額の10%**の税額控除ができる措置を加える。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する**増加割合が4%以上**であるときは、**税額控除率に15%**を加算する。
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。
- ③ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を**受けている**事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を**受けた**事業年度であるときは、税額控除率に5%を加算する。
- ④ 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。
- ⑤ 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、マルチステークホルダー経営宣言をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			



中堅企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	<b>10%</b>	<b>+10%</b>	5% 上乘せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	<b>35%</b>
	+4%	25%					



教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上に限る。

(出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

# 賃上げ促進税制（中小企業向け）の見直し

## 改正内容

- ① 中小企業向けの措置について、次の見直しを行い、控除限度超過額は**5年間の繰越し**ができることとした上、その適用期限を3年延長する。
- ② 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇業者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。
- ③ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を**受けている**事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を**受けた**事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。
- ④ 繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇業者給与等支給額が比較雇業者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

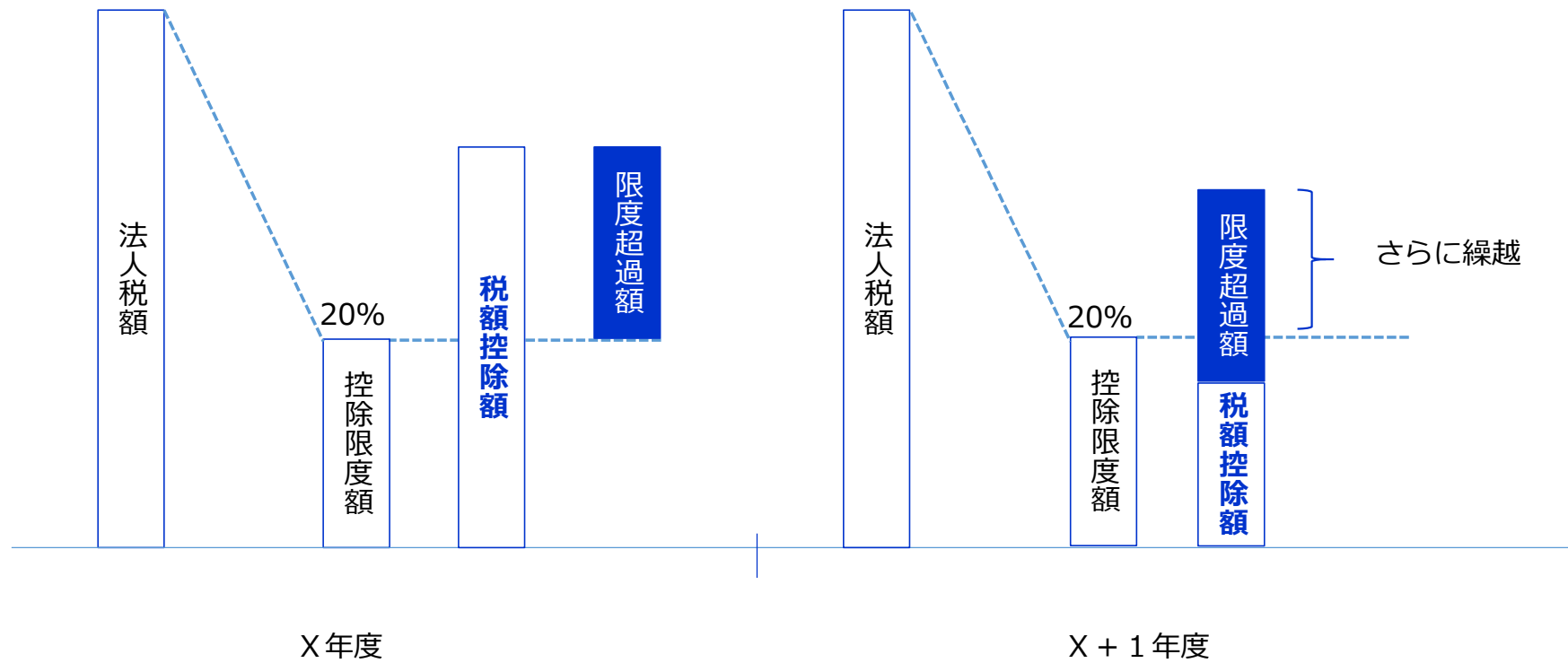
全雇業者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率		全雇業者 <sup>※5</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍  くるみん or えるぼし二段階目以上	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10%	40%	→	+1.5%	15%	+5%	10%	↑	5%	45%
+2.5%	30%		上乗せ			+2.5%	30%		上乗せ			

教育訓練費の額が雇業者給与等支給額の0.05%以上に限る。

(出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

# 賃上げ促進税制（中小企業向け）の見直し

## 繰越控除のイメージ



# 賃上げ促進税制の見直し

## えるぼし、くるみん

		加算	取得要件
えるぼし (女性の 活躍推進)	プラチナえるぼし	大・中堅・中小	策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと、男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること、プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること等
	えるぼし3段階目	中堅・中小	えるぼしの「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
	えるぼし2段階目	中小	えるぼしの「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
	えるぼし1段階目	-	えるぼしの「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
くるみん (女性の仕 事と育児の 両立支援)	プラチナくるみん	大・中堅・中小	くるみん認定またはトライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取り組みをおこなった企業が、一定の要件を満たした場合に認定を受けて付与される。基準は2項目増えており、また「次世代育成支援対策の実施状況」について少なくとも年1回、前事業年度における実施状況を公表する必要がある
	くるみん	中小	「雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと」等10項目を含む一般事業主行動計画を定めそのすべての基準を満たすこと
	トライくるみん	-	くるみんの基準をみたま。ただし、基準のうち2項目について基準が緩和されている。



# 大企業における控除制度の適用制限

## 改正内容

- ① 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ② 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、次の見直しを行う。
  - イ 本措置の対象に、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合を加える。
  - ロ 国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の40%（現行：30%）を超えることとする。

制度概要 【適用期限：令和8年度末まで】 ※赤字：令和6年度税制改正における変更点

下記の①～③の全てを満たす**資本金1億円超の大企業**は不適用措置の対象。

①**所得金額**：対前年度比で増加

②**継続雇用者の給与等支給額**：

・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下

・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、**又は、従業員数2,000人超**）：

対前年度増加率 1%未満

③**国内設備投資額**：

・大企業（下記以外の場合）：当期の減価償却費の3割以下

・**前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）**：

**当期の減価償却費の4割以下**

## 【対象となる租税特別措置】

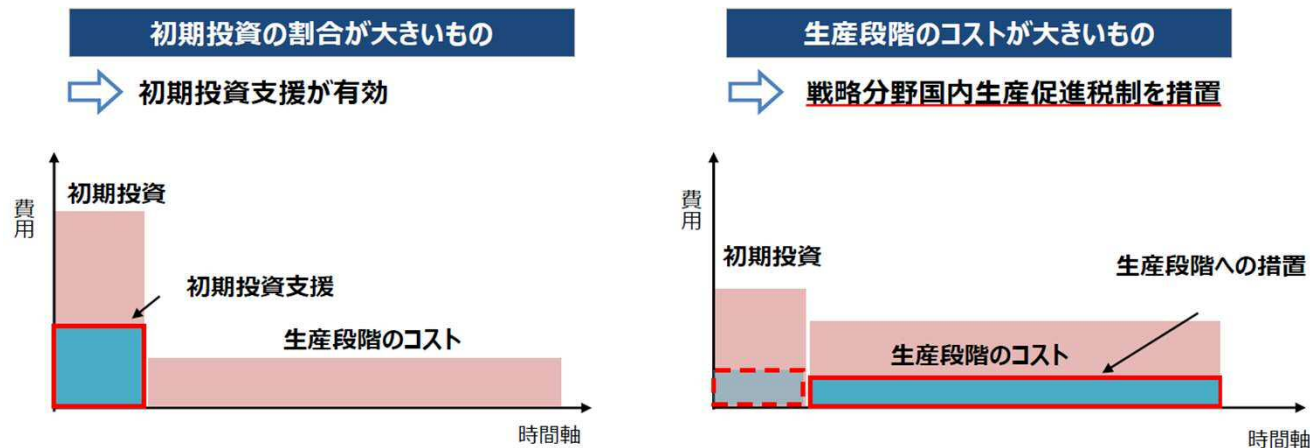
研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

（出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」）

# 戦略分野国内生産促進税制の創設

## 改正内容

- ① 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者であるものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「産業競争力基盤強化商品生産用資産」という。）の取得等をして、国内にある事業の用に供したときは、その認定の日以後10年以内（以下「対象期間」という。）の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において**販売されたものの数量等に応じた金額**とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の**税額控除**ができることとする。
- ② 控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の40%（半導体生産用資産にあつては、20%）を上限とする。
- ③ 控除限度超過額は4年間（半導体生産用資産にあつては、3年間）の繰越しができる。
- ④ 一定条件を満たさなければ上記税額控除できず、半導体生産用資産に係る控除税額を除き、本制度による控除税額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しない。



(出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」)



# 戦略分野国内生産促進税制の創設

## 産業競争力基盤強化商品と単位当たり控除額

(出典：経済産業省「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

物資		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台
	軽EV・PHEV	20万円/台
グリーンスチール		2万円/トン
グリーンケミカル		5万円/トン
持続可能な航空燃料 (SAF)		30円/リットル

物資		控除額	
半 導 体	マイコン	28-45nm相当	1.6万円/枚
		45-65nm相当	1.3万円/枚
		65-90nm相当	1.1万円/枚
		90nm以上	7千円/枚
半 導 体	アナログ半導体 (パワー半導 体含む)	パワー (Si)	6千円/枚
		パワー (SiC, GaN)	2.9万円/枚
		イメージセンサー	1.8万円/枚
		その他	4千円/枚

(注) 競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。(生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減)  
半導体は、200mmウェハ換算での単位あたり控除額。

## 利用制限

所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、本制度(繰越税額控除制度を除く。)を適用しないこととする。

- イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。
- ロ 国内設備投資額が当期償却費総額の40%を超えること。

# イノベーションボックス税制

## 改正内容

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において居住者若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の貸付け（以下「特許権譲渡等取引」という。）を行った場合には、次の金額のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

- ① その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次のイの金額に次のロの金額のうち次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額
  - イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額
  - ロ 当期及び前期以前（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額
  - ハ 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額
- ② 当期の所得の金額

※「研究開発費の額」とは、研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額をいう。

※「適格研究開発費の額」とは、研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう。

※「特定特許権等」とは、令和6年4月1日以後に取得または製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で一定のものをいう

## 損金算入イメージ

右以外の所得400	特許権譲渡等取引による所得600
-----------	------------------

課税所得1,000

右以外の所得400	特許権譲渡等取引による所得420	180
-----------	------------------	-----

課税所得820

$$600 \times 30\% = 180 < 1,000$$

# イノベーションボックス税制

## 改正内容

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

（出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」）

$$\text{所得控除額} = \text{知財由来の所得} \times \frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

### ① 対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権  
(令和6年4月1日以降に取得したもの)

### ② 対象となる所得の範囲

- 知財のライセンス所得
- 知財の譲渡所得  
(海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く)

### ③ 自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、  
「自ら」行った研究開発の  
割合

※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

# 研究開発税制の見直し

## 令和5年改正（控除率の改正）

用語		令和3年改正	令和5年改正（現行）
一般型税額控除率	試験研究費割合が10%以下の場合	【増減試験研究費割合＞9.4%】 ①10.145%+（増減試験研究費割合－9.4%）×0.35 （上限14%（経過措置後は10%））	【増減試験研究費割合＞ <u>12%</u> 】 ① <u>11.5%</u> +（増減試験研究費割合－ <u>12%</u> ）× <u>0.375</u> （上限14%）※時限措置は3年延長
		【増減試験研究費割合≤9.4%】 ②10.145%－（9.4%－増減試験研究費割合）×0.175 （下限2%）	【増減試験研究費割合≤ <u>12%</u> 】 ② <u>11.5%</u> －（ <u>12%</u> －増減試験研究費割合）× <u>0.25</u> （下限 <u>1%</u> ）
	試験研究費割合が10%を超える場合	上記割合（①or②）+上記割合×控除割増率 （上限14%（経過措置後は10%））	上記割合（①or②）+上記割合×控除割増率 （上限14%）※時限措置は <u>3年延長</u>
中小企業技術基盤税制税額控除率	試験研究費割合が10%以下の場合	【増減試験研究費割合＞9.4%】 ③12%+（増減試験研究費割合－9.4%）×0.35 （上限17%（経過措置後は12%））	【増減試験研究費割合＞ <u>12%</u> 】 ③12%+（増減試験研究費割合－ <u>12%</u> ）× <u>0.375</u> （上限17%）※時限措置は <u>3年延長</u>
		【増減試験研究費割合≤9.4%】 12%	【増減試験研究費割合≤ <u>12%</u> 】 12%
	試験研究費割合が10%を超える場合	上記割合③+上記割合×控除割増率 （上限17%（経過措置後は12%））	上記割合③+上記割合×控除割増率 （上限17%）※時限措置は <u>3年延長</u>

増減試験研究費割合 = (当期の試験研究費の額－比較試験研究費の額) ÷ 比較試験研究費の額

比較試験研究費の額 = 過去3期分の試験研究費の額の平均額

試験研究費割合 = 当期の試験研究費の額 ÷ 平均売上金額

平均売上金額：当期及び当期前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額

控除割増率（上限10%） = (試験研究費割合－10%) × 0.5

# 研究開発税制の見直し

## 令和5年改正（控除税額上限の改正）

用語	令和3年改正	令和5年改正（現行）
一般型税額控除率	原則：25%	原則：25%
	【試験研究費割合＞10%】 25% + { (試験研究費割合 - 10%) × 2 } (上限10%。合計上限35%)	【試験研究費割合＞10%】 25% + { (試験研究費割合 - 10%) × 2 } (上限10%。合計上限35%)
	-	【増減試験研究費割合＞4%】 上記と比較し大きい方を選択 <b>25% + (増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり0.625%)</b> <b>(上限5%。合計上限30%)</b>
	-	【増減試験研究費割合＜4%】 <b>25% - (増減試験研究費割合が▲4%を超える部分1%当たり0.625%)</b> <b>(上限5%。合計下限20%)</b>
	【基準年度比売上金額減少割合≥2%】 and 【試験研究費の額＞基準年度試験研究費の額】 5%	<b>コロナ特例であったため廃止</b>
中小企業技術基盤税制税額控除率	原則：25%	原則：25%
	【増減試験研究費割合＞9.4%】 25% + 10%	【増減試験研究費割合＞ <b>12%</b> 】 25% + 10%
	【試験研究費割合＞10%】 上記に該当する場合を除く 25% + { (試験研究費割合 - 10%) × 2 } (上限10%。合計上限35%)	【試験研究費割合＞10%】 上記に該当する場合を除く 25% + { (試験研究費割合 - 10%) × 2 } (上限10%。合計上限35%)
	【基準年度比売上金額減少割合≥2%】 and 【試験研究費の額＞基準年度試験研究費の額】 5%	<b>コロナ特例であったため廃止</b>

# 研究開発費税制の見直し

## 改正内容

- ① 制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額を除外する。
- ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、令和8年4月1日以後に開始する事業年度で増減試験研究費割合が零に満たない事業年度につき、税額控除率を次のとおり見直すとともに、税額控除率の下限（現行：1%）を撤廃する。
  - イ 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度  
8.5% + 増減試験研究費割合 × 30分の8.5
  - ロ 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度  
8.5% + 増減試験研究費割合 × 27.5分の8.5
  - ハ 令和13年4月1日以後に開始する事業年度  
8.5% + 増減試験研究費割合 × 25分の8.5

## 税額控除率

※一般型税額控除額 = 試験研究費の額 × 税額控除率

増減試験研究費割合 (A)	現行 (令和5年改正)	改正案		
		令和8年4月1日～令和11年3月31日までに開始する事業年度	令和11年4月1日～令和13年3月31日までに開始する事業年度	令和13年4月1日以後に開始する事業年度
12% < A	11.5% + (A - 12%) × 0.375 <14%が上限>	11.5% - (12% - A) × 0.25 <10%が上限>		
0 ≤ A ≤ 12%	11.5% - (12% - A) × 0.25 <1%が下限>	8.5% + A × 8.5/30 (下限なし)	8.5% + A × 8.5/27.5 (下限なし)	8.5% + A × 8.5/25 (下限なし)
A < 0				

増減試験研究費割合 (A) = (当期の試験研究費の額 - 比較試験研究費の額) ÷ 比較試験研究費の額

# 中小企業事業再編投資損失準備金制度の改正

## 改正内容

- ① 産業競争力強化法の改正を前提に、**青色申告書を提出する法人**で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（**その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く。**）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を加える。
  - イ その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 **90%**
  - ロ 上記イに掲げるもの以外の株式等 **100%**
- ② この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から**10年**を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

## 現行概要

- ◆M&A実施時 : 買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て ⇒ 積立額を損金算入
- ◆取崩要件該当時 : 減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入
- ◆5年経過後 : 措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入



(出典：中小企業庁HP)

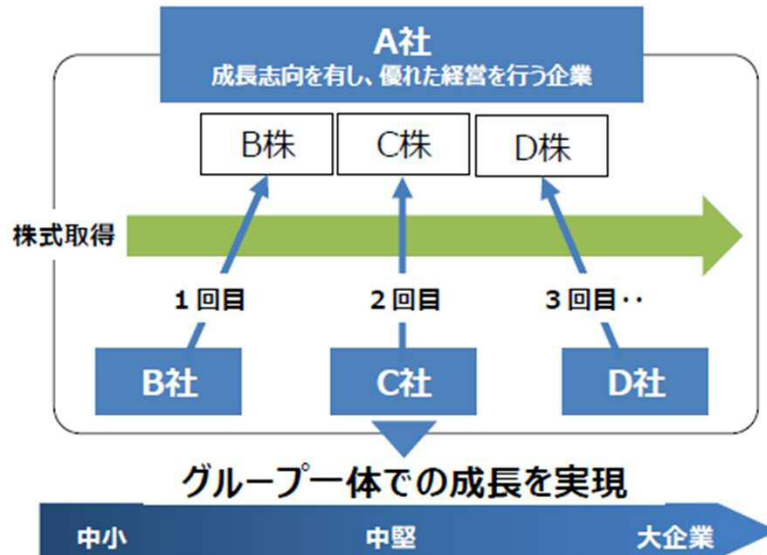
# 中小企業事業再編投資損失準備金制度の改正

## 改正内容

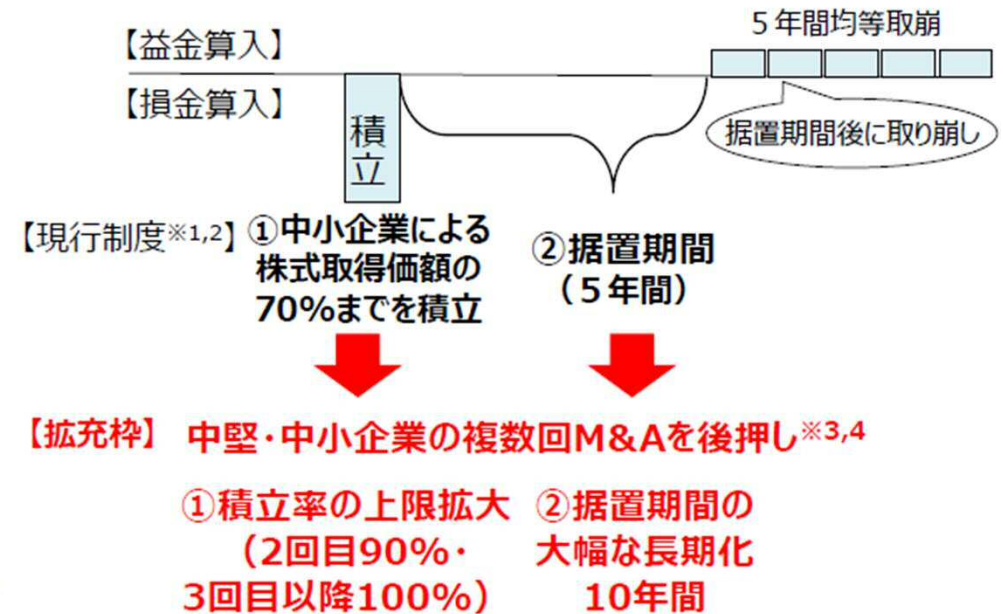
### 改正概要

※赤字が改正箇所 【適用期限：令和8年度末】

### <グループ化に向けた複数回のM&A>



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）。
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。



(出典：経済産業省「令和6年度経済産業関係税制改正について」)



# 地域未来投資促進税制の拡充

## 改正内容

- ① 産業競争力強化法の改正を前提に、特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置について、次の要件の全てを満たすことにつき主務大臣の確認を受けた場合を対象に加え、その対象となる機械装置及び器具備品の税額控除率を6%（現行：5%）とする。
  - イ 産業競争力強化法の特定中堅企業者（仮称）であること。
  - ロ 「パートナーシップ構築宣言」を公表していること。
  - ハ その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。
  - ニ 下記②の見直し後の労働生産性の伸び率に係る要件、現行の付加価値額増加率に係る要件並びに現行の年平均付加価値額及び付加価値額の創出に係る要件その他現行の特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用要件の全てを満たすこと。
- ② 特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用要件のうち労働生産性の伸び率に係る要件について、その労働生産性の伸び率を5%以上（現行：4%以上）に引き上げる。
- ③ 中小企業基本法の中小企業者については、現行どおりとする。

改正内容		※赤字が改正箇所	【税制期限：令和6年度末まで】
対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者		
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%	
	<b>【現行の上乗せ要件】</b> 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率5%*2以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%	
	<b>【中堅企業控】</b> 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は税額控除6%	
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%		

### 賃金水準・成長意欲が高い中堅企業\*3

#### 1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

#### 2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

#### 3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

#### 4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

（出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」）

\*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

\*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上。

\*3 産業競争力強化法において規定。

## 交際費等の損金不算入制度の見直し・延長

### 改正内容

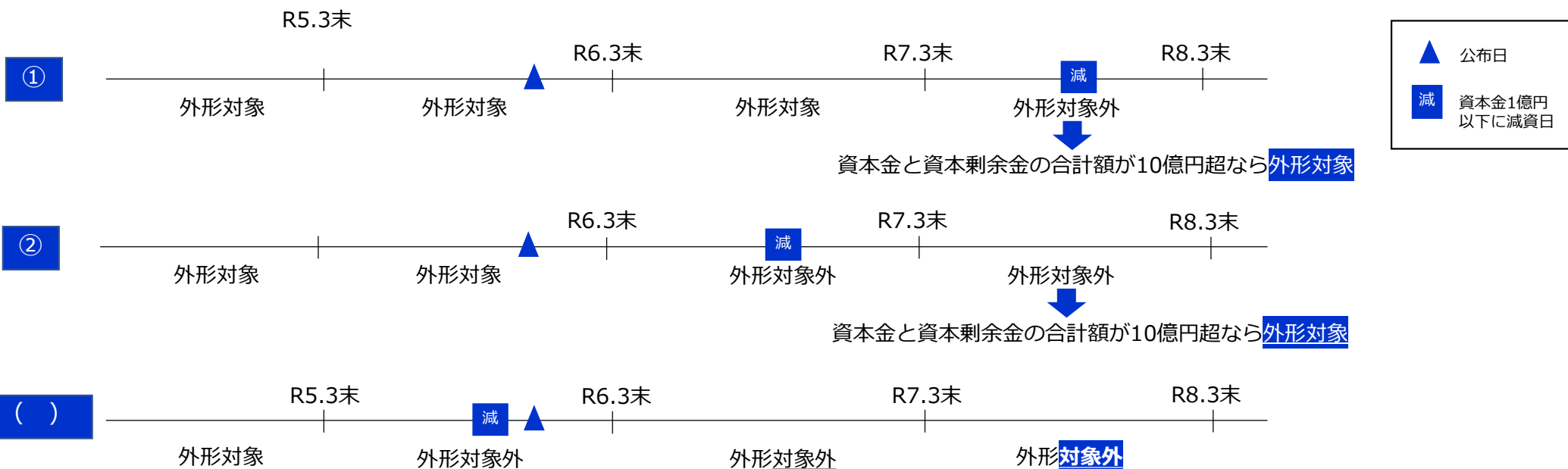
- ① 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を令和6年4月1日以後に支出する飲食費から1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。
- ② 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長し、令和9年3月31日までに開始する事業年度とする。

		接待飲食費		左記以外の交際費
		1人当たり1万円以下	1人当たり1万円超	
資本金の額等が100億円超の法人		交際費等から除外	損金不算入	損金不算入
資本金の額等が100億円以下の法人 (中小法人等を除く)			50%損金算入	
中小法人等	接待飲食費特例		損金不算入	
	中小法人定額枠	合計年額800万円まで損金算入		

# 外形標準課税の見直し

## 改正内容

- ① 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金又は出資金（以下単に「資本金」という。）1億円超）を維持する。ただし、当分の間、当該事業年度の**前事業年度に外形標準課税の対象であった法人**であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金（これに類するものを含む。以下単に「資本剰余金」という。）の合計額（以下「資本金と資本剰余金の合計額」という。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- ② 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記①にかかわらず、**公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人**であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- ③ 上記の改正は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。



# 外形標準課税の見直し

## 改正内容

- ① 資本金と資本剰余金の合計額が**50億円を超える法人**（当該法人が非課税又は**所得割のみで課税される法人等である場合を除く。**）又は相互会社・外国相互会社（以下「特定法人」という。）の**100%子法人等**のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額）が**2億円を超えるもの**は、外形標準課税の対象とする。
- ② 上記の「100%子法人等」とは、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいう。
- ③ 上記①により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来<sup>①</sup>の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講ずる。
  - (イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度  
当該超える額に3分の2の割合を乗じた額
  - (ロ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度  
当該超える額に3分の1の割合を乗じた額
- ④ 産業競争力強化法の改正を前提に、令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編（仮称）のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収（一定のものに限る。）の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人（当該認定特別事業再編事業者（仮称）が当該計画の認定を受ける前5年以内<sup>②</sup>に買収した法人を含む。以下「他の法人等」という。）が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とする。ただし、当該他の法人等が、現行基準（資本金1億円超）又は上記①により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する。
- ⑤ 上記の改正は、**令和8年4月1日に施行**し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

# 付加価値割課税標準からの控除制度の見直し

## 改正内容

- ① 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度について、次の措置を講ずる。
- ② 法人が、**令和6年4月1日から令和9年3月31日**までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、**控除対象雇用者給与等支給増加額**を付加価値割の課税標準から控除できることとする。
- ③ **中小企業者等**が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たすときは、**控除対象雇用者給与等支給増加額**を付加価値割の課税標準から控除できることとする。
- ④ 雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。

付加価値額

報酬給与額  
純支払賃借料  
純支払利子

±

単年度損益

—

控除対象雇用者  
給与等支給増加額  
による控除額

=

付加価値額の  
課税標準



控除額

=

控除対象雇用者  
給与等支給増加額

×

$$\frac{\left( \begin{array}{c} \text{報酬給与額} \\ - \\ \text{雇用安定控除額} \end{array} \right)}{\text{報酬給与額}}$$

## 中小企業倒産防止共済掛金の損金算入の特例の見直し

### 改正内容

- ① 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その**解除の日から同日以後2年を経過する日までの間**に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする（所得税についても同様とする。）。
- ② 上記の改正は、**令和6年10月1日以後の共済契約の解除**について適用する。

## その他の主な改正項目

### 適格現物出資の見直し

- ① 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外する。
- ② 適格現物出資への該当性の判定に際し、現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除く。）の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等のいずれに該当するかによることとする。
- ③ 上記の「国外事業所等」とは、国外にある恒久的施設に相当するものをいう。
- ④ 上記の改正は、令和6年10月1日以後に行われる現物出資について適用する。

### 欠損金の繰戻還付

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までに終了する各事業年度において生じた欠損金は適用されない。

### 各種特別償却制度等の見直し

下記の制度について対象資産、適用期限・控除率等の見直しを行う。

- カーボンニュートラル投資促進税制
- 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）
- 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度
- 特定地域における工業用機械等の特別償却制度
- 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度
- 輸出事業用資産の割増償却制度
- 倉庫用建物等の割増償却制度

## その他の主な改正項目

### 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外した上、その適用期限を2年延長する。



## 来年への検討事項(大綱より抜粋)

わが国の法人税率は、これまで約 40 年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より 20%ポイント程度低い 23.2% (実効税率ベースでは 29.74%) となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成 28 年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率 20%台の実現を目指し、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて実効税率ベースで 4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て 30 年間横ばいと他の先進国と比して低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比して大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いニッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は 555 兆円と名目 GDP に匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も 300 兆円を超える水準に達している。

こうした状況に鑑みれば、令和 4 年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。

一方で、物価高等により家計の負担は増えている。賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは所要の家計支援の措置を検討するものの、持続的な賃上げにより家計の可処分所得を増やしていかない限り、デフレからの完全脱却は叶わない。

賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

令和6年度税制改正大綱より抜粋 (赤線追記)

# 消費課税

## プラットフォーム課税の導入

### 改正内容

- ① 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。
- ② 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において上記①の対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定する。
- ③ 上記②の要件に該当する者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。
- ④ 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等についてインターネットを通じて速やかに公表するものとし、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、上記①の対象となる国外事業者に対してその旨を通知するものとする。
- ⑤ 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に上記①の対象となる金額等を記載した明細書を添付するものとする。
- ⑥ 上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用することとし、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずる。

# プラットフォーム課税の導入

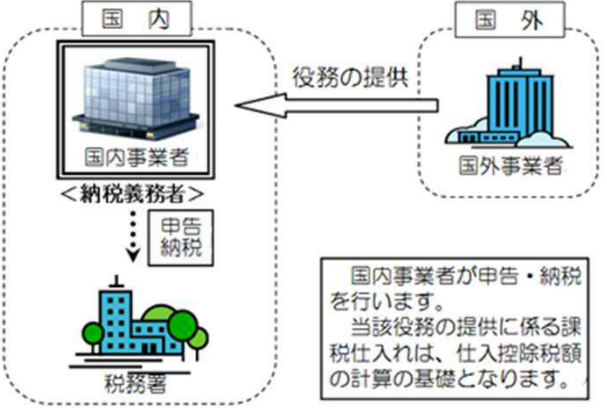
平成27年10月～



**事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式  
(リバースチャージ方式)**

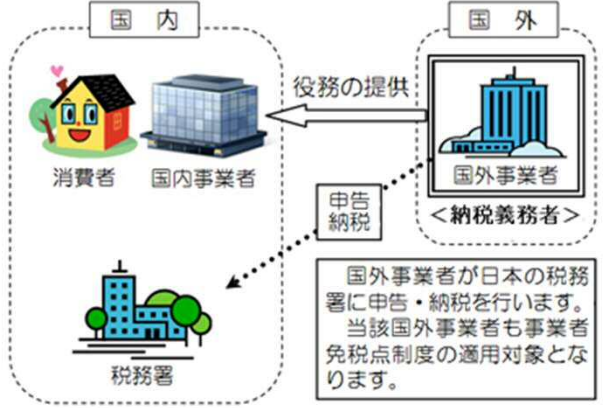
国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：広告の配信）

※ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件などから、当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの



**左記以外の電気通信利用役務の提供  
(国外事業者申告納税方式)**

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについて、国外事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：電子書籍・音楽の配信）



（出典：国税庁HP「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」）

# プラットフォーム課税の導入

改正内容



(出典)「国境を越えたデジタルサービスに対する消費税課税のあり方に関する研究会 報告書(概要) (2023年11月)」(財務省)

# 国外事業者に係る免税点・簡易課税の見直し

## 改正内容

- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。
- ③ 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記②と同様の措置を講ずる。
- ④ その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする。
- ⑤ 上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

特例	現行（国内・国外事業者共通）	改正案（国外事業者）
特定期間の特例	①特定期間における国内の課税売上高1,000万円超 かつ ②特定期間の所得税が課せられる給与の合計が1,000万円超	特定期間における国内の課税売上高1,000万円超
新設法人の特例	資本金が1,000万円以上の法人（基準期間がない課税期間）	資本金が1,000万円以上の法人（国内における事業開始時の資本金で判定。基準期間がある場合も対象）
特定新規設立法人の特例	国内の課税売上高が5億円超の法人が設立した資本金1,000万円未満の法人（基準期間がない課税期間）	①国内の課税売上高が5億円超の法人が設立した資本金1,000万円未満の法人（基準期間がない課税期間） 又は ②全世界の収入金額が50億円超の法人が設立した1,000万円未満の法人（基準期間がない課税期間）

# 高額特定資産を取得した場合の納税義務の見直し

## 改正内容

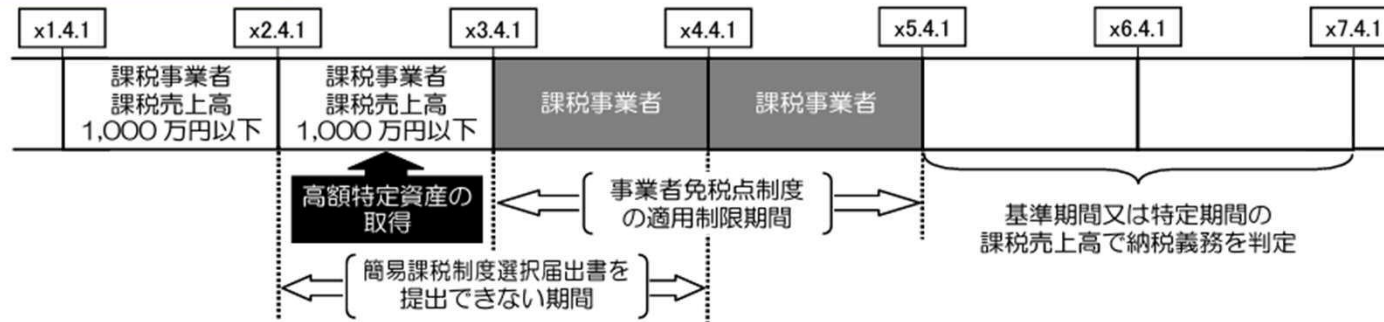
- ① 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加える。
- ② 上記の改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用する。

## Ⅳ 高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産<sup>(※)</sup>の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。

※ 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

### 適用関係の具体例



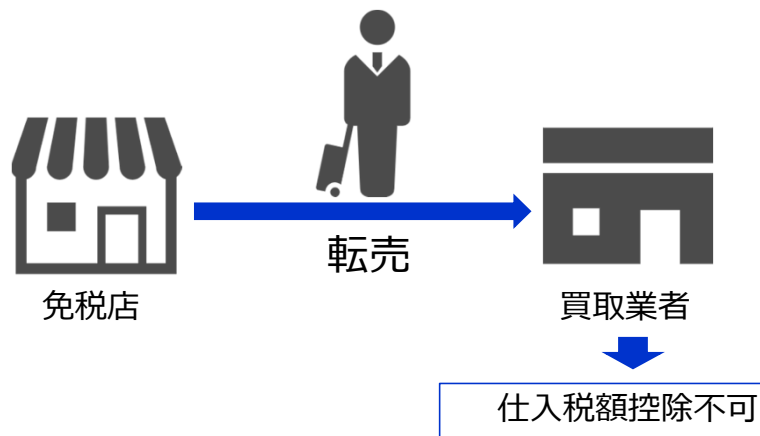
出典：国税庁  
「消費税法改正  
のお知らせ（平  
成28年4月）」

# 外国人旅行者向け免税制度に係る仕入税額控除の見直し

## 改正内容

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。
- ② 上記の改正は、**令和6年4月1日以後**に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。

## 令和7年改正見込み



### ○ 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

- ・外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において結論を得る。

（出典：財務省「令和6年度税制改正の大綱の概要」）



# 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し

## 改正内容

- ① 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、**帳簿への住所等の記載を不要**とする。
- ② 上記の改正の趣旨を踏まえ、**令和5年10月1日以後**に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

（帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合）

問104 適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件ですが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。【令和5年10月改訂】

【答】

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます（消法30⑦）。

ただし、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（消令49①、消規15の4）。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

（国税庁HP「インボイス制度に関するQ&A問104」に下線）

### 《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿の記載事項》

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ・ 対価の額
- ・ **課税仕入れの相手方の住所又は所在地**  
（国税庁長官が指定するものについては、住所等の記載は不要）
- ・ 特例の対象となる旨

#### （見直し案）

自動販売機特例や回収特例が適用される取引（3万円未満の取引に限る。）について、**記載を求めない**こととする。

（出典：国税庁HP「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」）

### 〇見直し案に基づく自動販売機特例を適用する場合の帳簿の記載例

総勘定元帳（会議費）		（株）〇〇			
XX年	月	日	摘要	借方	貸方
2	8	〇〇市	自販機 飲料※	120	
：	：	：	：	：	：

記載を求めない

※は軽減税率対象品目

問. 自動販売機で飲料を購入した場合、帳簿に記載する「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」及び「特例の対象となる旨」はどのように記帳すればよいでしょうか。

帳簿に記載する「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」及び「特例の対象となる旨」は、「自販機」との記載で差し支えありません。

この記載方法に関する取扱い、今回の見直し前後で変更はありません。

# 簡易課税・小規模事業者の経理方法の明確化

## 改正内容

簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8）を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しを行う。

例：税込み1,100円（消費税10%）の課税仕入れを行った場合

	現行			
	借方		貸方	
適格請求書ありの課税仕入れ	仕入	1,000円	現金	1,100円
	仮払消費税	100円		
区分記載請求書ありの課税仕入れ（経過措置80%適用）	仕入	1,020円	現金	1,100円
	仮払消費税	80円		
区分記載請求書なしの課税仕入れ	仕入	1,100円	現金	1,100円

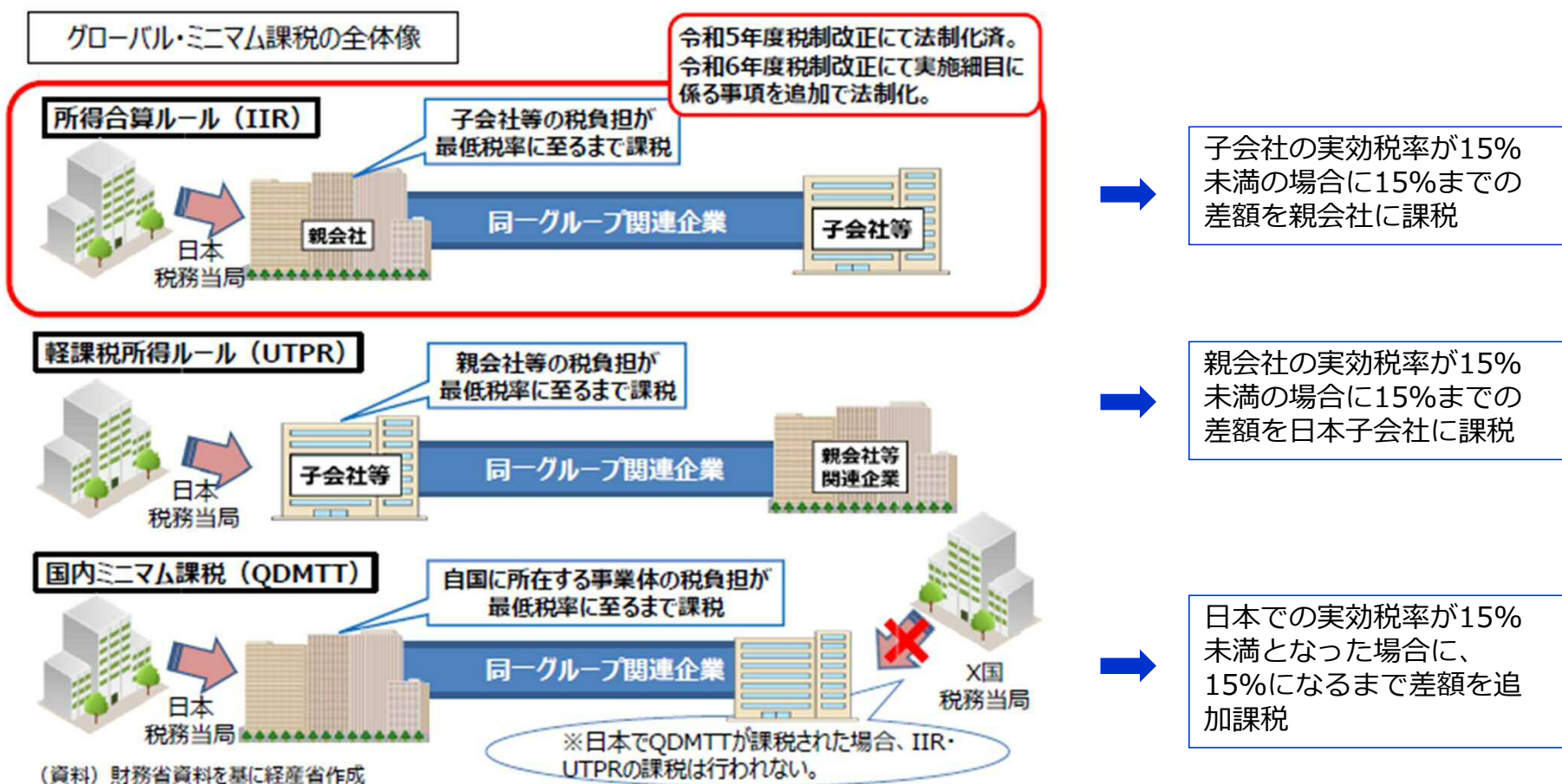


	改正			
	借方		貸方	
仕入	1,000円	現金	1,100円	
仮払消費税	100円			

# 国際課税

# グローバルミニмум課税の見直し

## 概要



(出典：経済産業省  
「令和6年度経済産業関係税制改正について」)

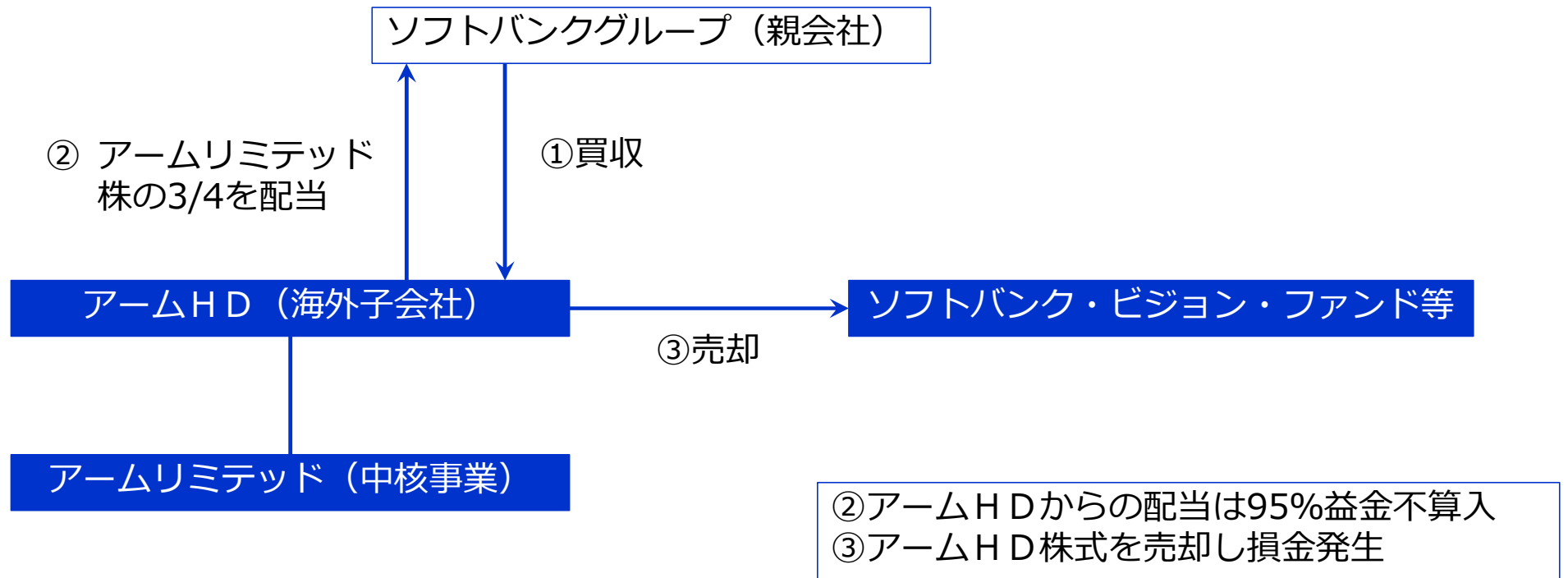
# グローバルミニマム課税の見直し

## 改正内容

- ① 構成会社等がその所在地国において一定の要件を満たす自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合には、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準を設ける。
- ② 無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、グループ国際最低課税額の計算においてその税の額を控除する。
- ③ 個別計算所得等の金額から除外される一定の所有持分の時価評価損益等について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、個別計算所得等の金額に含める。
- ④ 導管会社等に対する所有持分を有することにより適用を受けることができる税額控除の額（一定の要件を満たすものに限り。）について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、調整後対象租税額に加算する。
- ⑤ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、提供義務者の区分に応じて必要な事項等に見直す。
- ⑥ 次に掲げる外国における税について、外国税額控除の対象から除外する。
  - イ 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税
  - 外国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税（グループ国際最低課税額に相当する金額のうち各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税の課税標準とされる金額以外の金額を基礎として計算される金額を課税標準とするものに限り。）又はこれに相当する税
- ⑦ 自国内最低課税額に係る税について、外国税額控除の対象とする。

# 子会社株式簿価減額特例の見直し

R 2年  
改正内容



# 子会社株式簿価減額特例の見直し

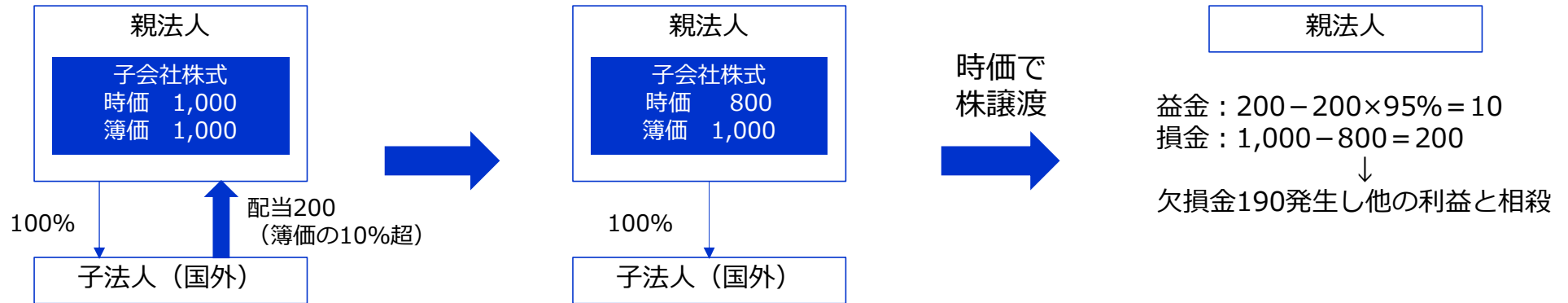
R 2 年  
改正内容

- ① 法人が特定関係子法人から受ける配当等の額（その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含む、以下「対象配当金額」という）が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額をその株式等の帳簿価額から引き下げることとする。
- ② 次に掲げる配当等の額は本措置の対象外とする。
  - (1) 内国普通法人である特定関係子法人の設立の日から特定支配関係発生日までの間において、その発行済み株式の総数等の90%以上を内国普通法人等もしくは居住者が有する場合の対象配当金額
  - (2) 【(a) - (b)  $\geq$  (c)】の場合の特定関係子法人から受ける対象配当金額
    - (a) 配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額
    - (b) 当該開始の日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額
    - (c) 特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額
  - (3) 特定支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける配当等の額
  - (4) 対象配当金額が2,000万円を超えない場合におけるその対象配当金額
- ③ 対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができる。

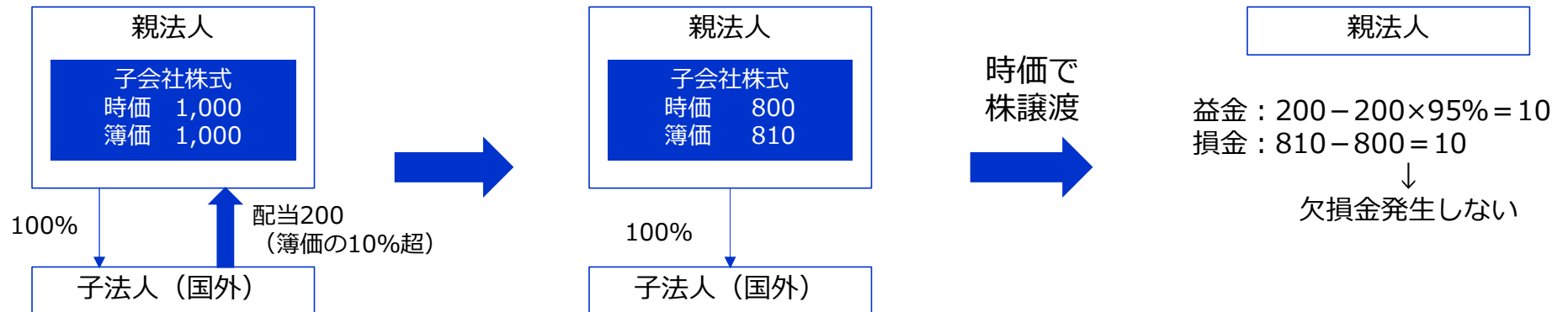
- 「特定関係子法人」とは、配当決議日において特定支配関係を有する他の法人を言う。
- 「特定支配関係」とは、一の者（一の者と特殊支配関係のある者を含む）が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の50%超を直接または間接に有する場合における当該一の者その他の法人の関係を言う。
- 「特定支配関係発生日」とは、法人との間に特定支配関係を有することとなった日を言う。
- 「益金不算入相当額」とは、受取配当金益金不算入制度等により益金不算入とされる金額に相当する金額を言う。

# 子会社株式簿価減額特例の見直し

現行



改正後

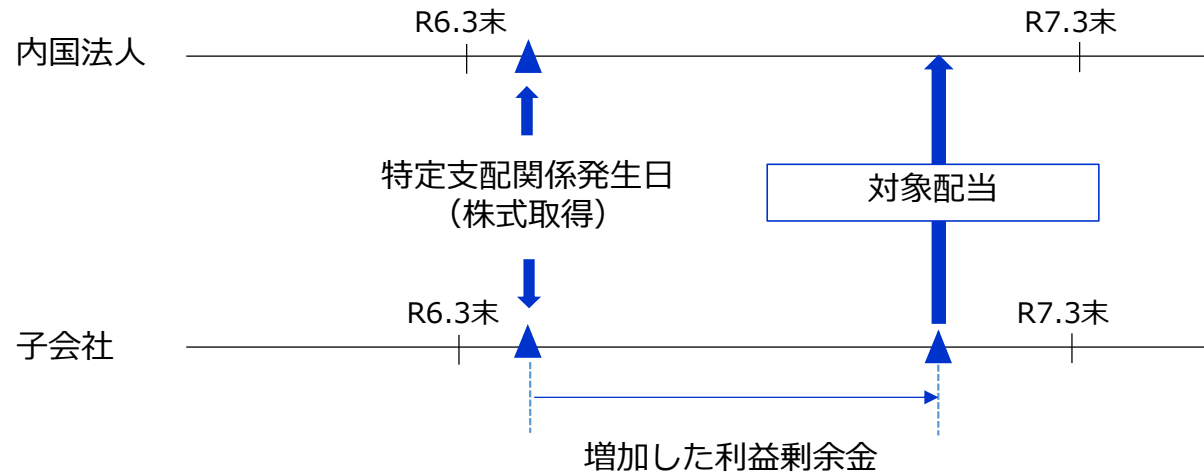




# 子会社株式簿価減額特例の見直し

## 改正内容

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）によりその有する子法人の株式等の帳簿価額から引き下げる金額の計算を行う場合に、その子法人から受ける対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額を除外することができる特例計算について、特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額（その特定支配関係発生日後に受けるものに限る。）についても、その特例計算の適用を受けることができることとする。



## その他の主な改正項目

### 過大支払利子税制の見直し

対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という。）の損金算入制度について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間を10年（原則：7年）に延長する。

### タックスヘイブン税制の見直し

- ① 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）におけるペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定を不要とする。
- ② 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記①と同様の見直しを行う。

# 納税環境整備

# 納税環境整備

## 重加算税適用範囲の強化

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加える。（地方税も同様）

上記の改正は、令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

## 第二次納税義務の強化

- ① 偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。）を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限る。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととする。（地方税も同様）
- ② 上記の「被支配会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。
- ③ 上記の改正は、令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税について適用する。



G.S.ブレインズ税理士法人

<https://brains-inc.co.jp/>

G. S. ブレインズ税理士法人 木村行宏  
kimura@brains-inc.co.jp  
TEL:03-6417-9627